2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　定款
二　登記事項証明書
三　農地中間管理事業の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類
四　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書であって農地中間管理事業に係る事項とそれ以外の事業に係る事項とを区分したもの
五　役員の氏名及び略歴を記載した書類
六　指定申請者が一般社団法人である場合にはその社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合には、その法人の名称）、指定申請者が一般財団法人である場合にはその評議員の氏名及び略歴を記載した書類
七　現に行っている業務の概要を記載した書類
八　指定の申請に係る意思の決定を証する書類
九　その他参考となる事項を記載した書類

（名称等の変更の届出）

第二条　法第五条第二項の規定による届出をしようとする農地中間管理機構は、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
一　変更後の名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地
二　変更しようとする日
三　変更の理由

（委員の任命の認可の申請）

第三条　農地中間管理機構は、法第六条第三項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
一　任命しようとする者の氏名及び略歴
二　任命の理由

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第四条　農地中間管理機構は、法第七条第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　選任に係る者の氏名及び略歴又は解任に係る者の氏名
二　選任又は解任の理由
2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添付しなければならない。

（農地中間管理事業規程の記載事項）

第五条　法第八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　農用地等について借受けを希望する者の募集の方法に関する事項
二　法第二十条第一号の相当の期間の基準
三　農地中間管理事業に係る業務の委託の実施基準
四　その他農地中間管理事業の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第六条　農地中間管理機構は、法第九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
2　法第九条第二項の農林水産省令で定める事項は、法第二条第三項各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項とする。

（事業計画書等の変更の認可の申請）

第七条　農地中間管理機構は、法第九条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第八条　法第十一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　農地中間管理権を取得した農用地等ごとの次に掲げる事項
イ　所在、地番、地目及び面積
ロ　農地中間管理権を取得した年月日並びに当該取得に係る契約（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定又は移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を含む。トにおいて同じ。）の相手方の氏名又は名称及び住所
ハ　農地中間管理権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、取得時の存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合には借賃及び支払の方法
ニ　借賃を支払った場合にあっては、その年月日及びその額
ホ　農用地等について賃借権の設定等（法第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下同じ。）を行った場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所、その相手方が設定又は移転を受ける権利が賃借権又は使用貸借による権利のいずれであるかの別、当該権利の内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合には借賃及びその支払の方法
ヘ　借賃を受領した場合にあっては、その年月日及びその額
ト　農地中間管理権の存続期間又は残存期間が満了した場合（当該期間を更新した場合を除く。）又は法第二十条の規定による契約の解除をした場合にあっては、その年月日
チ　法第二条第三項第三号に掲げる業務を行った場合にあっては、当該業務を行った期間、当該業務の内容、当該業務に要した費用を支払った場合にあっては、その年月日及びその額並びに当該業務に要した費用を農地中間管理事業の実施によって得た収入により回収をした場合にあっては、当該費用の額から当該回収をした額を控除した額
二　農地中間管理事業に係る業務を委託した場合にあっては、委託契約ごとの次に掲げる事項
イ　委託した者の氏名又は名称及び住所
ロ　委託した業務の内容
ハ　委託に要した費用を支払った場合にあっては、その年月日及びその額
2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ農地中間管理機構において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
3　農地中間管理機構は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年間保存しなければならない。
一　第一項第一号イからトまでに掲げる事項　トに掲げる日
二　第一項第一号チに掲げる事項　当該業務に要した費用の回収が終了した日
三　第一項第二号に掲げる事項　当該委託契約が終了した日